

産 業 建 設 委 員 会

令和3年3月8日(月)
午前10時～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委員】串崎委員長、飛野副委員長

川上委員、野藤委員、笹田委員、布施委員、道下委員

【委員外】

【議長団】

【執行部】砂川副市長

(産業経済部) 湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長(兼広島事務所長)、
大驛商工労働課長、山口産業振興課長、久佐農林振興課長、
木屋農業委員会事務局長、永見水産振興課長、戸津川水産振興課副参事、
岸本観光交流課長

(都市建設部) 鎌田都市建設部長、西谷建設企画課長、倉本維持管理課長、
邊建築住宅課長

(金城支所) 篠原金城支所長、河内産業建設課長

(弥栄支所) 外浦弥栄支所長、三浦産業建設課長

【事務局】近重書記

議 題

1 請願者等の意見陳述

- (1) 陳情第184号 豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める陳情について
- (2) 陳情第185号 新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について
- (3) 陳情第186号 雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について
- (4) 陳情第187号 海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について
- (5) 陳情第188号 自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について
- (6) 陳情第189号 市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について
- (7) 陳情第190号 指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について
- (8) 陳情第191号 雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について
- (9) 陳情第192号 どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について

2 請願第21号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

3 陳情審査

- (1) 陳情第184号 豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める陳情について
- (2) 陳情第185号 新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について
- (3) 陳情第186号 雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について

(次項に続く)

- (4) 陳情第 187 号 海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について
- (5) 陳情第 188 号 自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について
- (6) 陳情第 189 号 市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について
- (7) 陳情第 190 号 指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について
- (8) 陳情第 191 号 雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について
- (9) 陳情第 192 号 どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について
- 4 議案第 9 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 12 号 浜田市農業振興基金条例を廃止する条例について
- 6 議案第 19 号 浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について
- 7 議案第 20 号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第 22 号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第 23 号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第 25 号 公有水面の埋立てについて（浜田漁港区域内）
- 11 議案第 26 号 市道路線の認定について（三隅 171 号線）
- 12 所管事務調査
 - (1) 浜田市役所 1 階の出店に伴う周辺店の状況について 【商工労働課】
 - (2) はまだお魚市場のグランドオープンについて 【水産振興課】
 - (3) 石見神楽に関する現状について 【観光交流課】
 - (4) 広島 PR センターの現状について 【広島事務所】
 - (5) 浜田市ふるさと体験村施設の現状について 【弥栄支所産業建設課】
- 13 執行部報告事項
 - (1) 農業委員会の活動について（報告） 【農業委員会事務局】
 - (2) 漁業別水揚げについて（報告） 【水産振興課】
 - (3) 浜田漁港水揚げ資料（2020 年報） 【水産振興課】
 - (4) 美又温泉の取り組みについて（報告） 【金城支所産業建設課】
 - (5) その他
 - ア 飲食店パーテーション設置促進事業の申請受付期間等の延長について（報告） 【観光交流課】
- 14 その他
- 15 産業建設委員会の取組課題について（委員間で協議）

以上

請 願 文 書 表

| 受理 番号 | 件 名 | 請 願 者 | 紹介議員 | 受理 年月日 |
|--|---------------------------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 21 | 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について | 島根県労働組合総連合 議長 村上 一 | 西村 健 | R3. 2. 12 |
| 付託委員会 | | 審査経過（委員会） | 審査経過（本会議） | 結果 年月日 |
| 産業建設委員会 | | | | |
| <p>1 請願の要旨</p> <p>厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。</p> <p>コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻です。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者です。</p> <p>2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。</p> <p>コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。</p> <p>日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2020年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、本島根県は792円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。</p> <p>全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万円～24万円(税込み)の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要です。</p> <p>最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。</p> <p>労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう請願します。</p> | | | | |

2021年 2月 12日

浜田市議会
議長 川神 裕司 様

島根県労働組合総連合
議長 村上



紹介議員

西村 健

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」提出を求める請願

【請願の趣旨】

厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。

コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻です。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者です。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2020年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、本島根県は792円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう請願します。



最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻だ。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、島根県では792円、最も低い7県では792円に過ぎない。毎日8時間働いても年収130万～170万円である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、島根県と東京都では、同じ仕事でも時給で221円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日

島根県浜田市議会

議長 川神 裕司

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 184 |
| 付託先委員会 | 産業建設委員会 |
| 審査結果 | |

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭



豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める
~~にまつての~~陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙

- 3 意見陳述の希望 有 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、
委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）



要旨

周りに保育園がある空き地が、豪雨時に腰以上に水たまりができる危険を取り除いて欲しい。

内容

人命にかかわる長浜町 770-6 の西側の南北について、豪雨時に腰以上に水がたまる。

近くに保育園もあり、人命にかかわるといふことで、住民が浜田市に何度も改善を要求していると

聞いた。

そのことを把握しているのか？

把握していなくても、早急に善処してもらいたい。

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 185 |
| 付託先委員会 | 産業建設委員会 |
| 審査結果 | |

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭



新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化 ^を求める ~~に~~の陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 有 無（〇をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

コロナ影響のお店をもう一息バックアップして欲しい

内容

駐車場での弁当販売枠が4倍に増え、ロビーでも弁当販売ができるようになったが、

新聞には、報道されていない。

新聞やケーブルテレビが取り上げるかどうかは、彼らの判断になるが、情報は投げ込んでほしい。

どのようになっているのか。

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 186 |
| 付託先委員会 | 産業建設委員会 |
| 審査結果 | |

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住所 浜田市日脚町184番地1
氏名 森谷公昭 

雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める
~~に対する~~陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）
別紙

- 2 陳情の理由・背景
（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。
欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）
別紙

- 3 意見陳述の希望 有 無 （〇をつけてください）
（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、
委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）



要旨

雇用促進住宅の管理運営方針を公表して欲しい

内容

雇用促進住宅は浜田市直営になったが、どのようなプランで運営するのか発表した方が良いのではないか？

指定管理者に様々なプレゼンをさせて選定しているが、今回は該当なしで、浜田市の直営で行うことになった。

浜田市が直営でやるにしても、指定管理者に求める程度の方針を公表すべきではないか？

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 187 |
| 付託先委員会 | 産業建設委員会 |
| 審査結果 | |

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住所 浜田市日脚町184番地1

氏名 森谷公昭



海石住宅の家電製品の交換

を求める

~~に付して~~の陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 有 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

海石住宅の家電はできるだけ交換して欲しい

内容

三隅の海石住宅での高電流、高電圧？による停電の原因は何だったのか？

家電に対して影響はないのか？あるのか？

~~系統~~が明るくなって切れた、とか、電話機から煙が出たとか聞いている。
電灯

煙が出ても、保障しないで使えるものは使ってもらっているそうだ。

電気屋さんに聞くと、それは危険だ、煙が出たり熱くなったりした家電は交換しなければ~~と~~^{どう}いう

不具合が出るかわからない。ということだ。

危機感に疑問が残るが大丈夫か？

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 188 |
| 付託先委員会 | 産業建設委員会 |
| 審査結果 | |

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住所 浜田市日脚町184番地1

氏名 森谷公昭



自殺者が出た市営住宅の
契約書の心理的瑕疵項目の記載内容

関する陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）
別紙

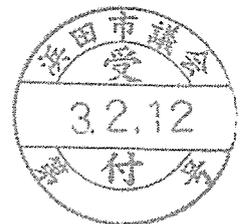
- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけてい頂いたもかまいません。）

別紙

建住



- 3 意見陳述の希望 有 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

自殺者が出た住宅の契約書の心理的瑕疵項目

内容

自殺のあった市営住宅（公営住宅、一般住宅など）の契約書には、心理的瑕疵について、記載が甘いように思うが、宅建業法、民法に照らし合わせて問題ないのか？

「^県感_県がやっている通りなので問題ない」という回答はやめてもらい、顧問弁護士と相談するなりして自分自身で判断して欲しい。

その際、弁護士が問題ないと言ったという回答ではなく、その根拠条文条例を示すくらいの回答はしてほしい。

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 189 |
| 付託先委員会 | 産業建設委員会 |
| 審査結果 | |

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住所 浜田市日脚町184番地1

氏名 森谷公昭 

中宮住宅の連帯保証人の取扱いの是正

13
関する
に~~ついて~~の陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけてい頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 有 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、
委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

連帯保証人について一考を求める

内容

公営住宅に保証人が不要になった。

しかし、その他の市営住宅には保証人の規定が残っていたり、更に厳しくなったりしたケースもある。

建築住宅課は、「債権を確保するために保証人をとる、保証人を不要にする予定はない」と考えているようだ。

しかし、民法改正の結果、保証人をとらないような動きが出来たのである。

上位法の民法に逆らってまで保証人を求める必要があるのか疑問に思う。

説明してもらいたい。

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 190 |
| 付託先委員会 | 産業建設委員会 |
| 審査結果 | |

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住所 浜田市日脚町184番地1

氏名 森谷公昭

指定管理者選定における

総合振興計画と条例、申請者の考え方に~~対する~~関する陳情について



16

1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いてもかまいません。）

別紙



3 意見陳述の希望 有 無 （〇をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

総合振と条例と申請者の考え方

内容

雇用促進住宅の指定管理について、

建築住宅^課は、「申請者は浜田市の考え方と違う、浜田市の考え方を重要視する申請者に指定管理を任せたい」という発言があったが、総合振興計画と申請者の考えが同じであり、建築住宅課の考えは条例と同じであった。

条例は総合振の下位にあり、ときには条例が変更されることになる。

このような関係が、前陳情では理解されていない。

建築住宅^課の不勉強により、プレゼン前に審査員に書面が送られた。

このようなことが有ってはいけませんが、どこからただせばいいのか検討して欲しい。

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 191 |
| 付託先委員会 | 産業建設委員会 |
| 審査結果 | |

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住所 浜田市日脚町184番地1

氏名 森谷公昭



雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について

18

1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



3 意見陳述の希望 有 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

指定管理の選定なしについての進め方

内容

雇用促進住宅の指定管理で落選した会社は、今でも関わりたいとオファーを続けているが、

応募資格のない住宅供給公社と話が進んでいるようだ。

初めからの出来レースではなかろうが、申請者をないがしろにして、応募資格のない所と話を進め

ることについて^{釈然}後前としない。

問題はないのだろうか？

| | |
|--------|---------|
| 陳情番号 | 192 |
| 付託先委員会 | 産業建設委員会 |
| 審査結果 | |

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住所 浜田市日脚町184番地1
氏名 森谷公昭



どぶろくの提案の取扱い

1923
に ~~対して~~ の陳情について 19

1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



3 意見陳述の希望 有 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

違法な提案

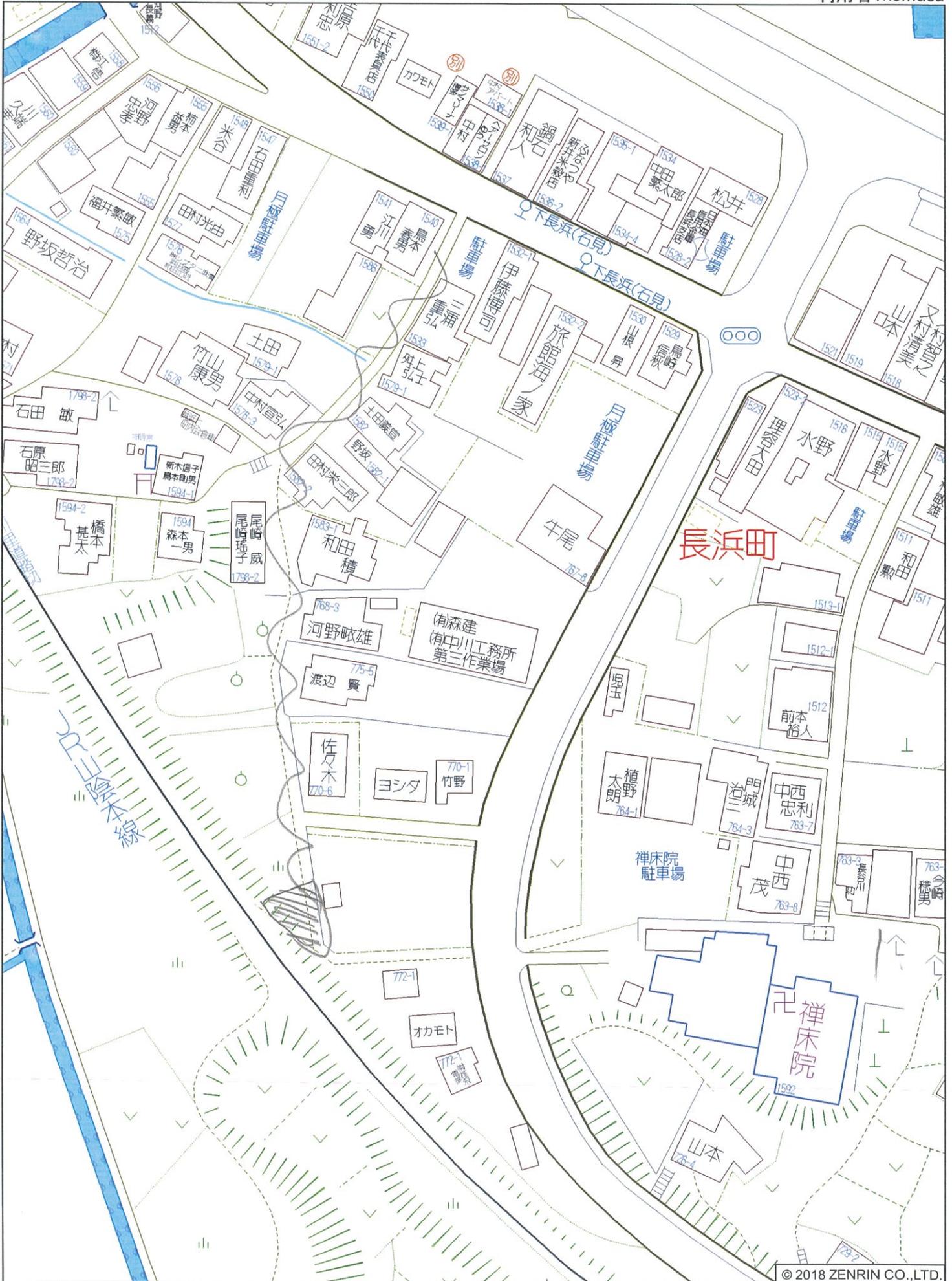
内容

お魚センターの指定管理者の「ドブロク」の提案は、違法な提案ではないか？

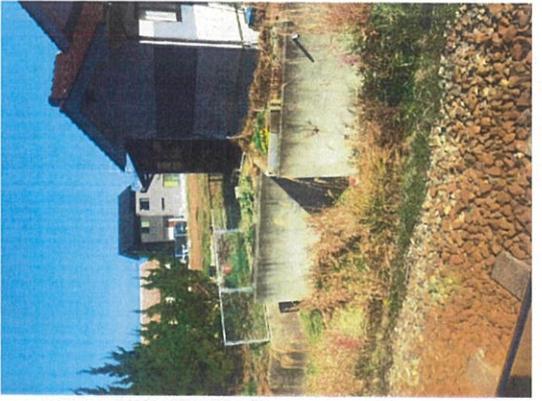
結果的にどぶろく特区が出来て合法になった。

しかし、提案の時点では違法だと考えるのか？

雇用促進住宅では、現行法に無い提案は違法な提案とされた。



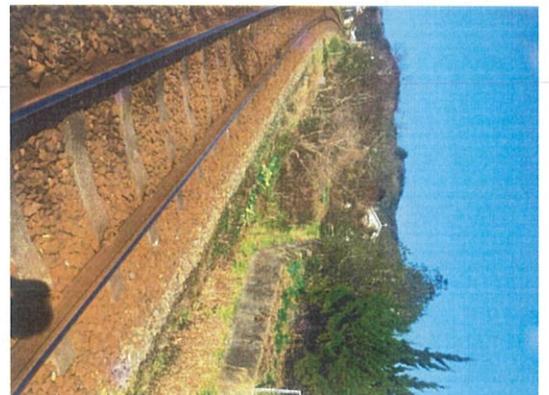
浜田市長浜町付近



2



3



島根県浜田市集成図（長浜町未定義）



図面は、世界測地系で表記されています。
 [注1] この図面は登記簿、権利関係には使用できません。
 [注2] この図面は浜田市の内部資料につき、本図面の最終情報と異なる場合があります。

印刷日付：令和 2年 6月 19日
 1 : 300
 0 10 20 30 40

4